

## 第 1 回防府市手話言語条例検討委員会（令和 7 年 2 月 12 日）での主なご意見

## ○ 防府市手話言語条例（素案）について

- ・市の条例素案と併せて、赤井委員の希望条例案（委員案）を提示し、ご意見を伺った。

## 【主なご意見】

## ①条文の追加・修正について

- ・条例の趣旨に賛同された事業者の取組を支援する趣旨の条文を、施策の推進方針に追加するとよいのではないか。（市の素案では、事業者に対する支援の趣旨が含まれていることが読み取りにくい）
- ・災害時に、ろう者が必要な情報を取得できるよう、委員案の第 12 条「災害時の対応」を追加するべきではないか。
- ・施策の推進方針を、現実にあったものに見直していく仕組みが必要である。委員案の第 13 条「意見の聴取」を条例に明記するべきではないか。

## ②条例の目的や構成等について

- ・当事者であるろう者の視点を考慮した条例を作成してほしい。
- ・能登地震では、避難所で多くのろう者や聴覚障害者が障壁を感じ、不安な思いをされた。条例によって啓発活動を中心に、手話への理解が広まってほしい。学校教育などでも、手話を「教える」というより「理解促進・啓発」に重点を置いてほしい。
- ・防府市では、コミュニケーション条例が先に制定されているので、今回の手話言語条例案との整理をしておいてほしい。

## ③手話の普及・啓発活動について

- ・学校教育について、社会福祉協議会のご協力も得ながら手話等について学ぶ時間を設けている。また、学校図書館に手話に関する図書を購入しており、触れる機会、知る機会という形での理解の促進に努めていきたい。
- ・身体障害者福祉センターでは、毎年、夏休みの期間に、市内の小学生を対象にした「子ども手話教室」を 30 年近く開催している。
- ・小学校等での福祉教育の一環として、手話演劇の鑑賞など、手話について自然に学べる、理解できる機会が増えるとよい。

→ご意見を元に、事務局で条例修正案を作成し、次回委員会で提示する。